

## 基準 10 長屋に係る消防用設備等の取扱いに関する基準

長屋の一部が、令別表第 1 各項に掲げる防火対象物の用途に供され、当該部分が延べ面積の 2 分の 1 以上、又は 50 平方メートルを超える場合、基準 1 により、法第 17 条の規定の対象となるが、次のいずれにも該当する場合においては、住宅の用途にのみ供されている住戸（以下「専用住戸」という。）については、令第 32 条の規定を適用し、消防用設備等を設置しないことができるものとする。

- 1 専用住戸とその他の用途に供されている部分とが、準耐火構造又は同程度の性能を有する壁若しくは床で区画されていること。
- 2 前号の区画が、建基令第 112 条第 15 項（給水管、配電管等の貫通処理）及び第 16 項（換気、冷暖房設備の風道が防火区画等を貫通する場合の自動閉鎖及び遮煙の措置）の規定に適合していること。